

県南地域及び八代海における水生生物の保全に係る水質環境基準の 類型指定について

1 熊本県環境審議会における審議について（資料5と同じ）

水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき、知事は河川、湖沼、海域等の公共用水域及び地下水の水質測定を行っているが、その実施に際して、水質汚濁防止法第16条第1項の規定では、毎年、測定計画を作成することとされている。

測定計画の作成及び水質環境基準の類型指定に当たっては、水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、水質汚濁防止に関する重要事項として、執行機関の附属機関である環境審議会が知事の諮問に応じ調査審議し、知事に意見を述べることができるとされている。

なお、測定計画及び類型指定の調査審議については、熊本県環境審議会（以下「審議会」という。）要項により、水保全部会の所管事務と定められている。

（審議の経緯）

- ・ 令和4年（2022年）12月14日
熊本県知事から審議会会長へ諮問

- ・ 令和4年（2022年）12月15日
審議会会長から審議会水保全部会部会長へ付議

- ・ 令和5年（2023年）1月30日
審議会水保全部会において審議、原案どおり了承

- ・ 令和5年（2023年）2月20日
審議会水保全部会長から審議会会長に対し、審議結果の報告

- ・ 令和5年（2023年）2月24日
審議会会長から知事に対し、諮問のあったことについて「原案どおり適当と認める」との答申

2 県南地域における水生生物の保全に係る類型指定の内容

(1) 調査対象河川・湖沼

①河川

水域区分	河川名	数
球磨川	球磨川、前川、川辺川、	3 河川
氷川等	氷川、砂川、大野川、大鞆川	4 河川
その他	佐敷川、湯の浦川、水俣川	3 河川
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	1 河川
川内川	川内川	1 河川
計		12 河川

②湖沼

市房ダム

(2) 魚介類の確認状況

球磨川上流、川辺川上流、氷川上流、五ヶ瀬川、川内川で冷水性の魚介類であるヤマメを確認。その他の調査地点では全て温水性の魚介類のみ確認。

(3) 水質の状況

いずれの調査地点においても設定される予定の環境基準値を全3項目で満たしていた。

項目	水質測定結果の年平均値	水生生物保全環境基準	
		生物A (生物特A)	生物B (生物特B)
全亜鉛	<0.005mg/L~0.026mg/L	0.03 (0.03)	0.03 (0.03)
ノニルフェノール	<0.00006mg/L~0.00009mg/L	0.001 (0.0006)	0.002 (0.002)
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	<0.0006~0.031mg/L	0.03 (0.02)	0.05 (0.04)

(4) 類型指定
(河川)

水域区分	河川名	水域の名称	範囲	類型	達成期間※	環境基準点
球磨川	球磨川	球磨川上流	市房ダム堤体より上流 (市房ダム貯水池を除く)	生物A(河川)	イ	市房ダム
		球磨川下流	市房ダム堤体より下流	生物B(河川)	イ	横石
	前川	前川	全域	生物B(河川)	イ	前川橋
	川辺川	川辺川上流	出手山堰より上流	生物A(河川)	イ	藤田
		川辺川下流	出手山堰より下流	生物B(河川)	イ	川辺大橋
氷川等	氷川	氷川上流	氷川ダム堤体より上流	生物A(河川)	イ	白岩戸*
		氷川下流	氷川ダム堤体より下流	生物B(河川)	イ	氷川橋
	砂川	砂川	全域	生物B(河川)	イ	上砂川橋
	大野川	大野川	全域	生物B(河川)	イ	新寄田橋
	大鞆川	大鞆川	全域	生物B(河川)	イ	第二大鞆橋
その他	佐敷川	佐敷川	全域	生物B(河川)	イ	柗橋
	湯の浦川	湯の浦川	全域	生物B(河川)	イ	広瀬橋
	水俣川	水俣川	全域	生物B(河川)	イ	鶴田橋
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	熊本県内の 水域全域	生物A(河川)	イ	水ヶ崎橋 (宮崎県)
川内川	川内川	川内川	熊本県内の 水域全域	生物A(河川)	イ	亀沢橋 (宮崎県)

* : 新たに水生生物の保全に係る環境基準点に設定

※ 達成期間

イ 直ちに達成

ロ 5年以内で可及的速やかに達成

ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(湖沼)

水域区分	水域の名称	範囲	類型	達成期間※	環境基準点
市房ダム	市房ダム貯水池	全域	生物A(湖沼)	イ	市房ダム貯水池

※ 達成期間

イ 直ちに達成

ロ 5年以内で可及的速やかに達成

ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

3 八代海における水生生物の保全に係る類型指定の内容

(1) 調査対象海域

八代海のうち、熊本県の区域に属する海域

(2) 水生生物の産卵場又は幼稚仔の生育場の状況

既存資料調査や有識者へのヒアリングの結果、八代海全域が水生生物の産卵場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域と考えられる。

(3) 水質の状況

いずれの調査地点においても設定される予定の環境基準値（生物特A）を全3項目で満たしていた。

項目	水質測定結果の年平均値	水生生物保全環境基準	
		生物特A	生物A
全亜鉛	<0.005mg/L	0.01	0.02
ノニルフェノール	<0.00006mg/L	0.0007	0.001
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	<0.0006mg/L	0.006	0.01

(4) 類型指定

(海域)

海域名	水域の名称	範囲	類型	達成期間※	環境基準点
八代海	八代海	全域	生物特A (海域)	イ	八代地先 St-7、 八代海 St-10、St-17、St-18、 St-19、St-20、St-21

※ 達成期間

- イ 直ちに達成
- ロ 5年以内で可及的速やかに達成
- ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成